

市町村・一部事務組合等との「業務実施覚え書き」「業務実施契約書」の変更点について

平成28年度においては、これまで別途締結していた「確認書」に関して、全ての素材で現地確認が可能となったため、その内容を「業務実施覚え書き」「業務実施契約書」に盛り込むことになりました。そのため、以下の条文において、平成27年度の「業務実施覚え書き」「業務実施契約書」と記載内容が変更となります。変更箇所はアンダーラインの部分です（年度の修正は省略しております）。

●「業務実施覚え書き」（特定事業者負担分）

条項	平成28年度	平成27年度	変更理由
第4条 (実施期間)	本覚え書きの有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、第12条については再商品化合理化拠出金の乙による拠出が完了するまで、 <u>第14条</u> については情報又は知識が公知となるまで、 <u>第15条</u> については本覚え書きの終了後においてもなお有効なものとする。	本覚え書きの有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、第12条については再商品化合理化拠出金の乙による拠出が完了するまで、第13条については情報又は知識が公知となるまで、第14条については本覚え書きの終了後においてもなお有効なものとする。	第13条（再商品化履行状況の現地確認）が新規挿入となったため、条項番号が順送りとなった。
第13条 (再商品化履行状況の現地確認)	<p>1 甲は、本覚え書きに基づき、甲が引き渡した分別基準適合物の再商品化履行状況を確認するため、甲の職員を乙と契約関係にある再商品化事業者の事業所に立ち入らせ、再商品化履行に関する現地確認(以下「<u>現地確認</u>」という。)を行うことができる。</p> <p>2 甲は、<u>現地確認</u>を行おうとするときは、日程調整のため、その日時について、乙に対し、事前にREINSで連絡するものとする。乙は、再商品化事業者と協議のうえ、提示された日時に問題があるときは、甲に対し速やかに日時の変更を申し出なければならない。甲は、変更の申し出を受けたときは、乙と調整のうえ、<u>現地確認</u>を行う日時を新たに決定するものとする。</p> <p>3 <u>現地確認</u>は、再商品化事業者の通常の業務時間内に再商品化事業者の立会いのもとに行われるものとする。乙は、必要に応じて、<u>現地確認</u>に立ち会うことができるものとする。</p> <p>4 <u>現地確認</u>を行う甲の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>5 甲は、<u>現地確認</u>の目的において必要な範囲内で、再生処理施設及びその稼働状況並びに再商品化事業者の再商品化実施状況を記録した生産管理月報及び再商品化製品の販売実績を示す伝票等(再商品化事業者が乙に提出した控え)について確認を行</p>	なし	<p>現地確認が全ての素材で可能になったため新規に条文を挿入した(以下、条項番号が順送り)。</p> <p>ただしPETボトルについては、他素材と比較し、市町村が確認できる内容が多少異なり、一定の制限が加えられている(第13条第5項参照)。</p>

	<p>うことができる。また、甲は、施設等の写真を撮影し、又は当該関連帳票類の複写をとることができる。ただし、PETボトルについては、甲が確認することができる関連資料は再生処理施設及びその稼働状況並びに再商品化事業者の再商品化実施状況を記録した生産管理月報のみとし、また甲が施設等の写真を撮影し、又は当該関連帳票類の複写を希望する場合には、再商品化事業者の同意を得るものとし、再商品化事業者の同意を得ることができないときには、甲は本条第7項の結果の公表の中に当該写真や当該関連帳票類の複写物を含めてはならない。</p> <p>6 甲は、現地確認を行った結果、再商品化事業者に改善を求めるべき事項又は乙に関連調査を依頼する必要があるときは、乙を通じて行うこととし、速やかに、その詳細を乙に通知するものとする。乙は、通知があったときは、通知を踏まえて適切に対処するとともに、対処の内容及びその結果について、遅滞なく甲に通知するものとする。</p> <p>7 甲は、現地確認の結果について再商品化事業者の名称と共に公表することができる。</p>		
<p>第14条 (秘密保持)</p>	<p>甲及び乙は、本覚え書きの履行に関連して知り得た相手方の一切の業務上の情報及び知識など(甲が再商品化事業者から知り得たものを含む。)を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、公知のもの、被開示者が知り得た時すでに被開示者の所有であったもの、開示につき相手方の書面による明示的な承諾を得たもの、被開示者の責によらず公知となったもの、正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したものの、<u>現地確認の実施により知り得た情報であって再商品化事業者が公表を了解したもの又は法令に基づき開示を命じられたものについてはこの限りではない。</u></p>	<p>甲及び乙は、本覚え書きの履行に関連して知り得た相手方の一切の業務上の情報及び知識などを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、公知のもの、被開示者が知り得た時すでに被開示者の所有であったもの、開示につき相手方の書面による明示的な承諾を得たもの、被開示者の責によらず公知となったもの、正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したもの又は法令に基づき開示を命じられたものについてはこの限りではない。</p>	<p>第13条(再商品化履行状況の現地確認)が新規挿入となったため、市町村の現地確認によって得られた再商品化事業者の情報についても秘密保持の対象とした。</p>
<p>契約者名</p>	<p>代表理事 理事長 足立 直樹</p>	<p>代表理事 理事長 浅野 茂太郎</p>	<p>平成27年6月29日で任期満了による交代</p>

●「業務実施契約書」(市町村負担分)

条項	平成28年度	平成27年度	変更理由
第4条 (契約期間)	本契約の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、 <u>第16条</u> については情報又は知識が公知となるまで、 <u>第17条</u> については本契約の終了後においてもなお有効なものとする。	本契約の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、第15条については情報又は知識が公知となるまで、第16条については本契約の終了後においてもなお有効なものとする。	第15条(再商品化履行状況の現地確認)が新規挿入となったため、条項番号が順送りとなった。
第14条 (支払い条件)	1 乙は、第7条に定める再商品化実施委託料金を、第13条に定める報告に基づき算出のうえ、四半期毎に、甲に請求する。なお、請求に当たっては、 <u>国が定める消費税率</u> をもって計算した金額(1円未満切捨て)を請求するものとする。	1 乙は、第7条に定める再商品化実施委託料金を、第13条に定める報告に基づき算出のうえ、四半期毎に、甲に請求する。なお、請求に当たっては、甲から乙への引き渡しが行われた時点で適用される消費税率をもって計算した金額(1円未満切捨て)を請求するものとする。	平成27年度においては、10月から消費税率が引き上げられる可能性があったため、それに対応する条文としたが、期中での引き上げがなくなったので修正した。
第15条 (再商品化履行状況の現地確認)	<u>甲は、業務実施覚え書き第13条に定める再商品化履行状況の現地確認に関する権利を有するものとする。この場合、本覚え書きとある箇所は、本契約と読み替えるものとし、以下第16条及び第17条の場合にも同様とする。</u>	なし	現地確認が全ての素材で可能になったため新規に条文を挿入した(以下、条項番号が順送り)。
第16条 (秘密保持)	甲及び乙は、 <u>業務実施覚え書き第14条に定める秘密保持の義務を負うものとする。</u>	甲及び乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の一切の業務上の情報及び知識などを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、公知のもの、被開示者が知り得た時すでに被開示者の所有であったもの、開示につき相手方の書面による明示的な承諾を得たもの、被開示者の責によらず公知となったもの、正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したもの又は法令に基づき開示を命じられたものについてはこの限りではない。	業務実施覚え書きの記載にならうものとした。

<p>第17条 (個人情報 の保 護)</p>	<p>乙は、<u>業務実施覚え書き第15条に定める 個人情報の保護の義務を負うものとす る。</u></p>	<p>乙は、本契約に関して入手した甲の個人 情報（平成15年5月30日・法律 第57号「個人情報の保護に関する法 律」において定義される情報をいう。 以下、本条項において同じ。）を乙の事 業活動とこれに付随する業務及び本契 約の実施に必要な範囲において利用す る。乙は、個人情報を本契約の実施に おいて乙の業務委託先に開示し、その 取り扱いを委託することができるもの とするが、国の機関若しくは地方公共 団体からなされた再商品化業務に関連 する要請に協力するため必要と合理的 に判断される場合又は法令に基づく場 合を除き、第三者に開示又は提供して はならない。</p>	<p>業務実施覚え 書きの記載に ならうものと した。</p>
<p>契約者名</p>	<p>代表理事理事長 <u>足立 直樹</u></p>	<p>代表理事理事長 浅野 茂太郎</p>	<p>平成27年6 月29日で任 期満了による 交代</p>

以上